

核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書

国際法史上初めて、核兵器を違法なものとした核兵器禁止条約が、昨年7月7日の国連会議で国連加盟国の約3分の2にあたる122カ国の賛成で採択された。昨年暮れの第72回国連総会では、すべての加盟国に禁止条約の早期署名・批准を呼びかけた「多国間核軍備撤廃交渉の前進」決議が125カ国の賛成で採択され、条約発効を求める機運を示した。

核兵器禁止条約は、第1条において核兵器の「開発、実験、生産、製造」及び「保有、貯蔵」さらに、その「使用」と「使用の威嚇」を禁止し、条約締結国に対し「自国の領域または自国の管轄もしくは管理のもとにあるいかなる場所においても、核兵器または核爆発装置を配置し、設置し、または配備すること」を禁止しており、同条約は50カ国が批准した時点から90日後に発効する。

8月9日に長崎市が主催した平和式典に参加したグテーレス国連事務総長は、核兵器の完全廃絶は、国連が最も重視する軍縮の最優先課題であり、すべての国に、核軍縮を約束し、緊急課題として目に見える前進を開始するよう呼びかけた。

核兵器のない世界を望む国内外の広範な世論に応え、唯一の戦争被爆国である日本は率先して取り組むべきである。

よって政府は、核兵器禁止条約を早急に署名し、批准されるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月 日

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、総務大臣 様

北海道河東郡士幌町議会 議長 加納 三司